

第6号議案

規約の変更について

【変更理由】

県連役員体制の変更に伴い、当JA役員体制を変更する必要があることから所要の変更を行う。

規約新旧対照表

(下線部は改正部分を示す)

新	旧
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 理事会及び監事会	第3章 理事会及び監事会
第1節 理事会 (理事会の開催)	第1節 理事会 (理事会の開催)
第18条 <u>組合長は、毎月1回定例理事会を招集する。</u>	第18条 <u>会長は、毎月1回定例理事会を招集する。ただし、会長を選任しないとき、又は会長に事故あるときは、組合長が招集する。</u>
② <u>組合長は、必要と認めたときは臨時理事会を招集する。</u>	② <u>会長は、必要と認めたときは臨時理事会を招集する。ただし、会長を選任しないとき、又は会長に事故あるときは、組合長が招集する。</u>
第19条～第22条 (略)	第19条～第22条 (略)
第2節 (略)	第2節 (略)
第4章～第6章 (略)	第4章～第6章 (略)

附 則

1 この改正した規約は、令和 年 月 日から実施する。

第7号議案

事業基盤強化積立金規程の変更について

【変更理由】

財務の健全化とJA経営の体質強化は、当JAが対処すべき重要な課題の1つであるため、積立金目標額の変更を行う。

事業基盤強化積立金規程新旧対照表

(下線部は改正部分を示す)

新	旧
第1条 (略) (積立基準)	第1条 (略) (積立基準)
第2条 この積立金の積立目標額は <u>50億円とし剰余金処分により積立てるものとする。</u>	第2条 この積立金の積立目標額は <u>30億円とし剰余金処分により積立てるものとする。</u>
② (略)	② (略)
第3条・第4条 (略)	第3条・第4条 (略)

附 則

1 この改正した規程は、令和 年 月 日から実施する。